

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QF310400040	4RL01C33001 0001						
品名 または 件名							
伊丹（6）事業系産業廃棄物処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
13,500.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐業				伊丹駐業			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
伊丹駐業 総務科 塵埃係（3 1 1 4）				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年3月5日（火）10時15分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者（産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証のいずれかを有する者）
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和6年2月19日～令和6年3月4日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) **郵便等による入札については、令和6年3月4日17時00分到着分までを有効とする。**
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和6年3月4日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については品目毎予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：宇野
072-782-001 内線(3440) FAX072-782-0035（直通）
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊管理科 担当：山崎
072-782-0001 内線(3123)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 大阪地方協力本部、自衛隊阪神病院、千僧駐屯地、尼崎商工会議所、伊丹商工会議所、西宮商工会議所
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

1 役務名称
伊丹（6）事業系産業廃棄物処理

2 役務場所
兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1陸上自衛隊伊丹駐屯地

3 役務概要
本役務は、伊丹駐屯地において発生する事業系産業廃棄物の収集・運搬処理を実施するものである。

4 一般仕様

(1) 種 別

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず等

(2) 予定数量（単位：t）

月別予定数量表											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1.5	1.5	1.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	2.5	0.5	1.0	1.0
合 計：13.5											

(3) 回収場所

駐屯地内とし、細部は係官の指示による。

(4) 回収時期

月1回を基準とし、官側が必要とする場合、臨時で回収を実施する。時間帯については、別途調整する。

また、3月の回収時期は3月31日までに最終処分が完了できる日程とする。

(5) 回収時の留意事項

車両積載時に廃棄物が散乱した場合、必ず回収・清掃を実施すること。

5 特記仕様

(1) 資 格

本役務実施者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるほか、その他関係法令を遵守して適正な処理又は再生資源の活用を図るものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業（発生場所・処分場所）及び産業廃棄物の処分業の許可を受けていなければならない。

(2) 賠償責任

請負者は本役務実施において、事故防止に万全を期すものとする。万一過失により人身及び駐屯地施設の破損等損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(3) 検 査

マニフェスト伝票の確認後に検査官の合格をもって検査合格とする。ただし、検査の結果が不合格のものがあるときは官側の指示に従い速やかに履行するものとする。

6 提出書類

(1) 産業廃棄物処分業許可書の写し

(2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(3) マニフェストA, B 2, D, E票（その都度）

(4) 計量伝票

計量伝票又は、自重計付特装車からプリントアウトした伝票のいずれかとする。（自重計付特装車の場合は収集の都度提出するものとする。）

(5) その他官側が指示したもの

7 その他

(1) 本役務で使用する収集車は当駐屯地のみの廃棄物を収集して計量するものとし、他事業所の廃棄物が混入しないようにすること。但し、自重計付特装車等で収集の都度当駐屯地分の計量伝票が提出できる場合は、制限しない。

(2) 本作業において交付された産業廃棄物管理票を用い、適正に管理及び報告を行う。また、産業廃棄物管理票は請負業者が用意するものとする。

市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城 殿

単価決定

1. 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 履行場所 陸上自衛隊伊丹駐屯地

3. 締切日 令和6年3月3日 13時00分

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和 年 月 日 住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
伊丹(6)事業系産業廃棄物処理	仕様書のとおり	KG	13,500		
	以下余白				

※ なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印を